

公設介護サービス提供施設の今後の在り方に関する方針案について

本市では、特別養護老人ホームや老人デイサービスセンター等、公設の介護サービス提供施設を49施設保有し、指定管理者制度により運営しています。

介護保険制度創設から20年以上経過し、介護サービス提供施設を取り巻く環境も大きく変化している中、設置当初から同じ種別の介護サービスを提供し続けているこれらの公設施設についても、制度改正や地域ニーズ等の変化によりの確に対応していくための工夫が必要ではないかという問題意識の下、京都市高齢者施策推進協議会においてご議論いただき、令和3年9月、提言「公設施設（介護サービス提供施設）の今後の在り方について」を受理しました。

このたび、この提言の内容及び「持続可能な施設運営に向けた保有量の最適化方針」を踏まえ、下記のとおり公設介護サービス提供施設の今後の在り方に関する方針を取りまとめましたので、報告します。

1 公設施設の現状・課題

本市においては、これまで民間によるサービス供給を基本としつつ、必要に応じて公設介護サービス提供施設の整備も行い、介護保険制度創設当時36施設であった特別養護老人ホームについては102施設（令和4年1月時点）に増加し、入所の必要性の高い重度の方は、概ね1年以内に入所できるようになるとともに、当時67施設だったデイサービスは432施設（令和4年1月時点）に増加し、平成30年度からはサービス供給量が既に確保できている地域においては、新たなデイサービスの開設を抑制する取組を開始するまでになっています。

今日、制度創設当時と比べ、介護サービスのニーズは多様化し、地域によっても事情は異なってきていますが、公設介護施設については、設置当初から同じ種別の介護サービスを提供しており、指定管理者からは、サービス種別等について、地域ニーズの変化を踏まえたより柔軟な対応が可能となるような仕組みづくりを求める声が上がっています。

<参考1：公設介護サービス提供施設の概要>

	施設数	設置時期	
		介護保険制度創設前 (～H11)	介護保険制度創設後 (H12～)
特別養護老人ホーム	7	4	3
老人短期入所施設	3	2	1
老人デイサービスセンター	39 (9)	27 (6)	12 (3)
計	49 (9)	33 (6)	16 (3)

※ 併設施設については、それぞれに計上。特別養護老人ホームや老人短期入所施設に併設している老人デイサービスセンターの施設数は（ ）内に記載。

<参考2：介護サービス提供施設数の変化>

		介護保険制度創設時 (平成12年度当初)		令和4年1月 時点
特別養護老人ホーム	公設	4		7
	民設	32	95	
デイサービス	公設	27	39	
	民設	40	393	

※ 併設施設については、それぞれに計上

<参考3：京都市小川特別養護老人ホームにおける定員変更（事例）>

京都市小川特別養護老人ホームにおける定員変更

〔 特 養：70人 ⇒ 90人
 ショート：30人 ⇒ 10人 〕

<経過>

- 令和2年 3月 指定管理者が整備・運営事業者公募（特養）へ応募
- 5月 選定の結果，ショートから特養への転床が認められる。
- 9月 定員変更に係る条例改正議案を市会へ提出
- 10月 条例改正議案の議決
- 11月 改正条例の公示
- 12月 条例施行（運用開始）

2 京都市高齢者施策推進協議会からの提言

上記の現状・課題等を踏まえ、京都市高齢者施策推進協議会でご議論いただいた結果、次の3つの提言をいただいています。

【提言1】

公設施設として一定の稼働率があることを考慮すれば、指定管理を基本としつつも、地域の事情、個々の施設の事情は様々であることから、指定管理者が運営法人の裁量で地域ニーズに応じた柔軟なサービス提供を望んでいる場合は、地元の意向に十分配慮しつつ、民間移管も認めていくべき。

なお、地域の事情等については、長年にわたって地域と良好な関係を築き運営している現指定管理者が最も熟知しているため、現指定管理者の意向を十分に考慮すべき。

【提言2】

例えば、デイサービスのように、民間事業者が多数開設しており、地域において供給過多になっているサービスについては、今後、指定管理者を公募しても応募がなく、また、民間移管も難しい場合が考えられる。この場合は、現指定管理者が利用者に不利益が生じないように、サービス調整することを前提に、廃止も選択肢の一つとして検討すべき。

【提言3】

指定管理者が民間移管を希望しても、公設施設は規模が大きな建物が多く、今後の建物、設備、備品等の維持管理に多額の経費が掛かることから、指定管理施設が全体的に厳しい収支状況にある中では、断念せざるを得ないケースが多々あると考えられる。そのため、民間移管に伴う土地・建物の売却・貸付については、福祉サービスの実施等、事業継続を条件として、現状より運営法人の負担が重くなりすぎないように、減額措置を講じるべき。

3 公設介護サービス提供施設の今後の在り方に関する方針

上記の提言の内容を具体化するため、次のとおり公設介護サービス提供施設の今後の施設の在り方に関する方針を策定します。

	提言	提言を具体化するための方針
提言 1	<p>公設施設として一定の稼働率があることを考慮すれば、<u>指定管理を基本としつつも、地域の事情、個々の施設の事情は様々であることから、指定管理者が運営法人の裁量で地域ニーズに応じた柔軟なサービス提供を望んでいる場合は、地元の意向に十分配慮しつつ、民間移管も認めていくべき。</u></p> <p>なお、地域の事情等については、長年にわたって地域と良好な関係を築き運営している現指定管理者が最も熟知しているため、現指定管理者の意向を十分に考慮すべき。</p>	<p>1 指定管理者制度について 公設の介護サービス提供施設については、一定の稼働率があり、地域ニーズに見合った介護サービスが提供されているという前提の下で、今後も指定管理者制度による運営の継続を基本とします。</p> <p>2 民間移管の考え方について 指定管理者制度による運営の継続を基本としつつも、指定管理者が地域ニーズに応じた柔軟なサービス提供(例:建物を買い取り、改修して別の介護サービスを提供する施設に転換等)を望んでおり、本市が相応の理由があると認める場合は、地元の意向に十分配慮しつつ、民間移管を認めていくこととします。</p> <p>3 民間移管の手法について 指定管理者から書面で申し出があり、相応の理由があると認められる場合は、公平性の観点から公募型プロポーザル方式により、移管する事業者を選定します。また、地元の意向を尊重するため、審査会には地元代表1名以上を委員とします。</p>
提言 2	<p>例えば、デイサービスのよう、民間事業者が多数開設しており、<u>地域において供給過多になっているサービスについては、今後、指定管理者を公募しても応募がなく、また、民間移管も難しい場合が考えられる。この場合は、現指定管理者が利用者に不利益が生じないように、サービス調整することを前提に、廃止も選択肢の一つとして検討すべき。</u></p>	<p>4 廃止の考え方について 今後、指定管理者を公募しても応募がなく、再公募を行ってもなお応募がなく、さらに、民間移管も難しい場合、転換が可能な他の介護サービスを含めてニーズが低いと判断できます。この場合は、利用者に不利益が生じないように、サービス調整することを前提に、地元の意向に十分配慮しつつ、施設の廃止を検討します。</p>
提言 3	<p><u>指定管理者が民間移管を希望しても、公設施設は規模が大きな建物が多く、今後の建物、設備、備品等の維持管理に多額の経費が掛かることから、指定管理施設が全体的に厳しい収支状況にある中では、断念せざるを得ないケースが多々あると考えられる。そのため、民間移管に伴う土地・建物の売却・貸付については、福祉サービスの実施等、事業継続を条件として、現状より運営法人の負担が重くなりすぎないように、減額措置を講じるべき。</u></p>	<p>5 民間移管に係る負担軽減の考え方について</p> <p>(1) 売却の場合 10年間の事業継続(本市の承認を得て、他の介護・福祉サービスへの転換可)等を条件とし、不動産鑑定評価額を最低売却価格とします。</p> <p>(2) 貸付の場合 5年間の事業継続(本市の承認を得て、他の介護・福祉サービスへの転換可)等を条件とし、民間移管後のサービスの収支状況に応じて、貸付料を軽減する5年間の経過措置を設けます。</p>

